

## 令和5年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和5年12月22日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について
- 第 4 議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第122号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第123号 村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について  
議第124号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
議第125号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について  
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第130号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
議第131号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
議第132号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
議第133号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

- 議第134号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について  
 議第135号 小形除雪車購入契約の締結について  
 議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 第7 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第7号)  
 議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)  
 議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)  
 議第140号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
 議第141号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
 議第142号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
 議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)  
 議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)  
 議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)  
 第8 議第146号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
 第9 議第147号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について  
 第10 議第148号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第8号)  
 第11 議員発議第8号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について  
 第12 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(19名)

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	忠	聡	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
政 策 監	須 賀	光 利	君
総 務 課 長	東 海 林	豊	君
財 政 課 長	長 谷 部	俊 一	君
企 画 戦 略 課 長	大 滝	敏 文	君
税 務 課 長	永 田	満	君
市 民 課 長	小 川	一 幸	君
環 境 課 長	阿 部	正 昭	君
保 健 医 療 課 長	押 切	和 美	君
介 護 高 齢 課 長	大 滝	き く み	君
福 祉 課 長	太 田	秀 哉	君
こ だ も 課 長	山 田	昌 実	君
農 林 水 産 課 長	小 川	良 和	君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫	充	君
観 光 課 長	田 中	章 穂	君
建 設 課 長	須 貝	民 雄	君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏	君
上 下 水 道 課 長	稲 垣	秀 和	君
会 計 管 理 者	菅 原	明	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋	雄 大	君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	木 村	俊 彦	君
消 防 長	田 中	一 栄	君
学 校 教 育 課 長	小 川	智 也	君
生 涯 学 習 課 長	平 山	祐 子	君
荒 川 支 所 長	平 田	智 枝 子	君
神 林 支 所 長	瀬 賀	豪	君

朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、鈴木好彦君、17番、木村貞雄君を指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

最初に、私からご報告をいたします。皆様既にご承知のとおり、佐藤重陽君が去る12月17日にご逝去されました。市議会議員として28年7か月の長きにわたりご活躍をされ、志半ばにしてこの世を去られたことは痛惜の念に堪えません。ここに謹んで哀悼の意を表するとともに、故佐藤重陽君のご冥福をお祈りして黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長（三田敏秋君） 黙祷。

[黙 祷]

○議長（三田敏秋君） 黙祷を終わります。

ご着席ください。

この際、追悼の言葉をささげたいとの申出がありますので、これを許します。

18番、長谷川孝君。

[18番 長谷川 孝君登壇]

○18番（長谷川 孝君） 追悼の辞。

私は、村上市議会の会派、新政村上の代表を務めております長谷川孝でございます。本日、令和5年村上市議会第4回定例会開会に当たり、このたび17日にご逝去されました、我が会派の同僚でありました元村上市議会議員、佐藤重陽氏の御霊に心より哀悼の意をささげるものでございます。

故人となられました佐藤重陽氏は、肺がんステージ4の宣告を受け、それ以来、議員としての務めを果たしながら、治療に励んでこられました。高校時代に陸上競技で鍛えた強靱な肉体と高度な治療により、一時は克服したと思った矢先、他のところへ転移していたのが判明したと伺いました。

家族の献身的な看護と奥様の献身的な健康管理によって、病を患いながらも良好な状態を保たれ、私と2人で東京ビッグサイトでのDX研修会や茨城県笠間市、山形県米沢市視察など、精力的に議員活動をしたことがつい先ほどのように思い起こされます。亡くなる前の晩には、会派の収支報告のことで書き忘れていないかパソコンで確認していたと奥様にお聞きして、最後まで会派のことを考えてくれたことに感謝を申し上げるとともに、志半ばで病魔に倒れたことは、断腸の思いであったことと推察いたします。

あなたの政治信条は、不動の信念に裏づけられており、特に議員が政策提言について議論することが重要であるとの考えを強く持つておられました。確かに議員定数が議論されることは、議会改革において大事なことですが、議会の存在意義を考えると、村上市議会基本条例の第11条にある政策提言の重要性を指摘していたのではないのでしょうか。その遺志を継いで、議会改革のさらなる推進を図っていかねばなりません。

佐藤重陽さん、あなたは30代半ばの若さで平成3年4月の旧村上市議会議員選挙においてトップ当選され、平成11年には私を含む5人の当選者のうち4人が同じ会派として所属、計9人の大会派の会長を務められました。そして、合併後、1度は苦杯を味わいましたが、通算8期、29年の長きにわたり、村上市議会議員としてご活躍されました。合併の裏話などを知る議員の唯一の一人であったあなたとは、いろいろな分野でもっと議論したいと思っていましたが、それもかないません。あなたの議会への思いを形にできるように議会改革を進めることがあなたに報いることと信じ、議会活動を進めてまいります。あなたの死は残念であります。佐藤重陽さん、どうか安らかに眠りください。さようなら。

令和5年12月22日、村上市議会、長谷川孝。

○議長（三田敏秋君） 次に、理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。報告に先立ちまして、故佐藤重陽議員のご逝去に際し、心から哀悼の誠をささげます。

佐藤議員におかれましては、合併前の旧村上市時代から8期、28年7か月の長きにわたり、市議会議員として地方自治の振興と市民福祉の向上のため、ご活躍をされてまいりました。生前のご功績と市勢発展へのご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、諸般の報告について申し上げます。初めに、今シーズンの鮭漁の状況についてご報告いたします。シーズンの初めから鮭の遡上数が過去最低を記録するなど、海面、内水面ともに鮭の漁獲量については非常に厳しいシーズンとなりました。シーズン後半、既に一括採捕を終えているわけではありますが、荒川、大川、勝木川の鮭については前年比で6割程度にまで回復をいたしまし

たが、三面川の鮭については前年比2割5分にとどまり、過去に例を見ない不漁となりました。こうしたことから、三面川鮭産漁業協同組合においては、ふ化放流事業を実施するための鮭の卵の確保が困難な状況となっております。目標放流尾数を確保するため、新潟県さけます増殖協会をはじめ、県のご協力の下、県内外の漁協から不足分の卵を融通してもらえよう現在調整いたしているところでありますので、この卵を購入する経費について、県からの補助金と合わせて市独自の補助金を事業者に交付することといたしました。

次に、現下の経済状況において、生活が困窮する低所得者を支援するため、今冬においても暖房費支援を実施することといたしました。生活保護世帯及び住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成金を支給することといたしました。

次に、今年の夏の高温、渇水により、園芸作物につきましても収量の低下、また品質の低下といった影響を大きく受けたところであります。園芸農家等の受けたダメージを緩和するとともに、再生産への取組に対して支援をすることといたしました。

ただいまご報告申し上げました鮭のふ化放流事業に係る鮭の卵の確保のための財政支援、生活困窮者世帯等に対する暖房費支援、園芸農家の再生産の取組に対する支援に係る経費については、本日補正予算をご提案させていただいたところであります。

次に、洋上風力発電事業についてご報告いたします。経済産業省及び国土交通省は12月13日、村上市及び胎内市沖における洋上風力発電事業者として、三井物産株式会社、RWE オフショア・ウィンド・ジャパン村上胎内株式会社、大阪瓦斯株式会社の3社を構成員とする村上胎内洋上風力コンソーシアムを選定をいたしました。発電設備は着床式洋上風力発電で、出力1万8,000キロワットの風車を38基設置、合計68万4,000キロワット、令和11年6月の運転開始を予定をいたしております。選定された発電事業者には、地元との共存・共栄の理念を第一に考え、漁業者をはじめとした地元の意見・意向がしっかりと反映され、地元産業の活性化や観光の振興、環境教育の推進など、地域の活性化に資する事業となるよう取り組んでいただけるものと期待をいたしているところであります。引き続き、発電事業者はもちろんでありますが、市民の皆様と共に2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向け取り組んでまいります。

次に、鳥インフルエンザへの対応についてご報告いたします。11月28日に新発田市でコハクチョウ1羽の死亡個体が回収され、12月6日には高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出した旨の報道発表がありました。県では死亡個体回収地点の半径10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域として野鳥の監視を強化するとともに、養鶏場に対し異常がないことを確認するなど、防疫対策の再徹底を指導しているところであります。本市は重点区域の対象外となりますが、新発田市という近隣での検出であったことから、野鳥が渡来し、多くの人や車両が出入りするお幕場・大池公園については、感染拡大防止のため閉鎖をいたしたところであります。また、市内のため池3か所についても一般の方の出入りを規制するなど対応をいたしたところであります。今後も関係機関と情報共有

を図りながら、感染予防対策に努めてまいります。

次に、日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路事業についてご報告いたします。国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所において、令和3年8月から工事を進めておりました大沢地内の（仮称）4号トンネル、延長1,185メートルが12月19日に貫通いたしました。これにより新潟側の（仮称）1号トンネル、山形側の（仮称）大岩川トンネルに続き3番目のトンネル貫通となりました。現在新潟側では（仮称）4号トンネルのほかに（仮称）2号トンネル、（仮称）9号トンネル、（仮称）11号トンネル、山形側では（仮称）鼠ヶ関トンネル、（仮称）小岩川第2トンネルが掘削工事に着手しており、全部で21本のトンネルのうち、貫通したものを含め8本の工事が進められております。また、11月29日に成立いたしました国の令和5年度補正予算におきまして、新潟県側で26億円、山形県側で2億5,000万円の予算が新たに配分されたところであります。着実に事業の進捗が図られており、引き続き朝日温海道路の一日も早い開通を実現するため、要望活動を継続してまいります。

次に、12月18日に開催された文化庁の文化審議会において、ユネスコ無形文化遺産の山・鉾・屋台行事の拡張提案候補として、国指定重要無形民俗文化財である村上祭の屋台行事が選定をされました。現在ユネスコ無形文化遺産の山・鉾・屋台行事には、京都祇園祭の山鉾行事など33件が登録されておりますが、追加提案することが適当と思われる候補として村上祭の屋台行事を含む4件が選定されたものであります。今後、令和6年3月末までにユネスコ事務局に提案書が提出され、令和7年11月頃に審査、決定される見込みとなっております。本市の貴重な歴史的遺産が世界の高い評価をいただいたものであり、大変名誉なことと思っております。また、この遺産を将来にわたり保存、伝承していく必要性を強く感じているところであり、これまで以上に村上まつり保存会と連携を図りながら、国の宝として後世に引き継げるよう取り組んでまいります。

次に、アメリカ合衆国コロラド州コッパーマウンテンで開催されましたスノーボードハーフパイプのワールドカップ第2戦におきまして、北京オリンピック金メダリストの平野歩夢選手が12月16日の決勝に出場し、高難度の大技、トリプルコークフォーティーンフォーティーンを決めて、見事今シーズン初優勝を果たしました。ワールドカップでは2シーズンぶり、通算6回目の優勝となりました。平野選手の今後のご活躍を心よりお祈り申し上げますとともに、引き続き市民の皆様と共に応援してまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 市長、ありがとうございます。今ほど市長のほうから特に三面川の鮭の問題で、鮭の卵の確保の関係でお聞きしますけれども、今回の議会でも一般質問の中で、河村幸雄議員の質問の中での報告で、新潟日報にも記事として載ったわけでございますけれども、私も農林水産課長の話もお伺いしておりますし、心配なのは本当に実際どうなっているのかということで、私



組合長にも話聞いて、そんな簡単でないのですよね。ですから、確保するのに大変だということで、今ほども市長のほうからあったように財政の問題もありますし、今回市長からそういった補助のお話ありましたけれども、細かいことを聞いて申し訳ないのですけれども、県とのどんなふうに折半するのか、その辺の話をお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今回、鮭の卵の確保の支援につきましては、県外から移入される卵については県が3分の1の支援事業を活用しながら残りの3分の2を市で、県内の漁業協同組合から確保する分については県の補助事業が対象となりませんので、そちらについては市で支援するというふうな考え方で、この後の補正予算の中で提案させていただくような形になっております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、確認しますけれども、地元の三面川鮭産漁業協同組合では150万粒ぐらいしかできないというような話は聞いておりますけれども、そうすると去年あたりのような、例年のように確保するとなると約800万粒ぐらい必要となるわけですけれども、その残りの差し引いた、例えば650万粒確保したとなりますと、その3分の1が県のほうで、3分の2が市で補助するというような、そんなふうになるのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今ほど答弁させていただきましたように、県外から移入させていただく部分と県内のものがありますので、全部が県の3分の1の支援が受けられるわけではございませんので、県外から移入される部分についてのみ3分の1、県、残り3分の2を市というふうな形になりますし、県内からの移入分については全額市が支援するというふうな考え方でしております。

○17番（木村貞雄君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されました請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についてにつきましては、去る12月12日午前10時から、第1委員会室において、委員6名及び副議長出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査を行いました。

紹介議員から補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査において自由討議を求めたが、自由討議なく、討論を求めたところ賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、請願第8号は起立少数にて不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 皆さん、おはようございます。議員番号1番、上村正朗でございます。請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についてに対して賛成の立場で討論を行います。

刑事事件の再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤った裁判によって有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度です。しかし、我が国においては、開かずの扉と言われるほど再審が認められることがまれであり、冤罪被害者の救済は遅々として進んでいないのが現状です。その原因は、決して個々の事件固有の問題ではなく、現行の刑事訴訟法が施行されて74年を経た現在でも刑事訴訟法第4編、再審、いわゆる再審法の規定が19条しかないという、その不備という現在の再審制度が抱える制度的、構造的の問題にあります。

第1の問題点は、再審請求手続において証拠開示の制度化がなされていないということです。再審開始決定を得た事件は、再審請求手続において開示された証拠が再審決定の結論に強い影響を与えたと認められる事件が多く、中には捜査機関が長らく証拠を隠蔽していたと思われる事件も存在するとの指摘もあります。このことは、再審請求手続における証拠開示の制度がいかに重要であるかを示しています。再審請求人に対する手続保障を図り、冤罪被害者を迅速に救済するためにも、再審請求手続における証拠開示の制度化は早急に実現しなければならないと考えます。

第2の問題点です。長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、再審決定に対する検察官の不服申立てによってさらに審理が長期化し、冤罪被害者の救済が遅れ、極めて深刻な状況になって

いるとのこと。そもそも現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は公益の代表者として、裁判所が行う審理に協力する立場にすぎません。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されており、それで不都合はないと考えます。したがって、裁判所の再審開始決定に対する検察官の不服申立ては禁止すべきであると考えます。

以上の2点以外にも、刑事訴訟法における再審の規定が少なく、とりわけ審理の在り方について明文の規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、時に再審格差と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じているという指摘がされています。再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、再審請求手続における手続規定を整備する必要があります。残念なことです。冤罪による誤った裁判は現在も存在しています。近年においても足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件等でそれぞれ再審により無罪判決が確定しています。再審事件の動向は全国的に報道された結果、再審や冤罪被害に対する市民の関心は年々高まりを見せており、令和5年4月19日現在、127の地方議会において再審法改正を求める意見書や要望書が決議、提出されています。

本請願は、再審法、刑事訴訟法の再審規定のことですが、の改正を求める意見書を国会及び政府に提出することを求めるものであります。意見書における要請事項は、1、再審における検察手持ち証拠の全面開示、2、再審決定に対する検察官の不服申立ての禁止、3、再審における手続を整備しルールをつくることであり、およそ人権を保障する民主主義国家としては当然の内容であると考えます。

無実の人に罪を負わせることはできません。とりわけ死刑判決が万が一にも誤ったものであれば、取り返しがつかないと考えます。議員各位の賢明な判断を賜りますことをお願い申し上げまして、請願第8号に対する賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第8号は採択しないことに決定をいたしました。

---

日程第4 議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

- 議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第115号から議第121号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第115号から議第121号までの7議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長、教育長をはじめ、理事者出席の下、審査を行いました。

初めに、議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、福祉課の所管事務に消費者行政に関することを加えることの効果はどの質疑に、現在消費者行政は市民課が所管し、法律相談等の相談窓口を設けているが、福祉課所管の総合相談の係を室に格上げをし、体制も強化した上で、相談窓口関係を一括して福祉課で行うことを考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今までの告知端末機の代わりに配布される防災タブレットの機能はどの質疑に、現在は防災情報をはじめ、緊急時の情報を戸別受信機で受けているが、その情報を防災タブレットで受けるという形になり、そのほかの付加機能としては、地域内だけの加入者電話による通話や区長か

ら発信される区の情報発信が可能となるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、引上げによる年間の所要額はとの質疑に、定数22人分で計算をしているが、月額分が644万3,000円、期末手当分が70万3,000円となるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ、反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第118号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第119号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本市の会計年度任用職員の人数はとの質疑に、本市の会計年度任用職員の人数は、週20時間以上の勤務時間で6か月以上の雇用が見込まれる任用職員の場合、9月現在で485名となるとの答弁。

委員より、報酬月額、勤勉手当の引上げは来年の4月からということだが、必要な予算額はとの質疑に、今回の引上げは2通りとなり、報酬の引上げによる額が約6,900万円、期末・勤勉手当の引上げで約6,630万円、合計1億3,530万円となる見込みとの答弁。

委員より、一般職員の報酬月額は今年の4月1日まで遡るわけだが、会計年度任用職員については遡らず、来年度からの実施ということでは、一般職員との均衡を失するのではと感じるがとの質疑に、会計年度任用職員の給与改定については人事院勧告の対象にはなっておらず、常勤の一般職

員の給与改定に倣いながら改定をしている。ただ、雇用形態が常勤の職員とは違い、任用期間が非常に短く、年度内の異動も多い実態から、雇用する際に勤務条件、給料も含めた形で示して雇用しており、プラスの場合もマイナスの場合も改定については翌年度の4月ということで取扱いをしてきたとの答弁。

委員より、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについては、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすると総務省の一步踏み込んだ通知もあるが、検討はなかったのかとの質疑に、通知については承知している。最初の通知が5月だったが、会計年度任用職員の雇用については年度当初に大部分の方を雇用するという実態がある。勤務条件等を示した形で雇用も始まっている状態で現行のシステム対応も必要になってくる。11月に県内他市も確認した段階では、他市もシステム改良対応もできていないことから、一部を除いて今年度は見送りとなっている状況である。よって、職員組合とも協議した上で、今年度は今までどおりの取扱いという判断をしたとの答弁。

委員より、会計年度任用職員の人事評価の内容が若干変わると思われるが、一般職と同様の人事評価をするのかとの質疑に、勤勉手当の支給となると業績評価が必須となり、他市の状況を情報収集している中で、実施はするが、常勤の一般職と同様という形ではなく、少し簡便な業績評価ということで今準備を進めているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対の討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第121号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第115号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第115号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第116号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

2番、菅井晋一君。

〔2番 菅井晋一君登壇〕

○2番(菅井晋一君) おはようございます。2番、菅井晋一です。議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について反対討論をいたします。

本条例改正については、12月4日の議会初日で市長からの提案理由の説明がありました。その説明では、本条例改正については、防災行政無線の更新に伴い、現在神林・朝日・山北地域で使用されている告知端末機が令和6年4月から順次防災タブレットに入れ替えられることから、告知端末機で行政情報等を提供する通信サービスを廃止するため、使用料の額のほか、所要の部分の改正するものという説明でありました。しかし、告知端末機が防災タブレットに入れ替えられるとしながら、この条例改正では、告知端末機に代わり防災行政情報を伝える防災タブレットを対象世帯に設置・貸与するにもかかわらず、その設置並びに貸与に係る規定が整備されていない点に問題があります。同様の機能を有する荒川・村上地域の各世帯に設置されている防災行政無線の戸別受信機は、防災行政無線局管理運用規程により、その設置及び貸与についての規定があります。防災タブレットのみ設置及び貸与の規定がないのはいかがなものかと考えます。加えて、防災タブレットの交付もしくは貸与を受ける世帯の基準を明確に条例で定めるべきと考えます。今回の防災行政無線の更新に伴い、今後はスマートフォンにより防災行政情報を受信することができるようになります。したがって、防災タブレットの設置が必要な世帯はスマートフォンを持たない高齢者世帯に限るなど、明確な運用基準をこの条例に定めるべきと考え、本条例制定についての反対を表明するものであります。

防災タブレットの購入経費は、1台単価7万円で8,000台が見込まれており、およそ5億6,000万円であります。これを例えば神林・朝日・山北の高齢者世帯に設置すれば、令和5年度村上市の福祉と保健によれば、その世帯数は2,068世帯であります。そして、令和4年度村上市在宅介護実態・日常生活圏域ニーズ調査によれば、スマートフォンを持っていると答えた人は54.7%、他の携帯電話を持っている人は24.3%、持っていない人は19.8%だそうです。そうすると、神林・朝日・山北で防災タブレットの設置が必要な世帯はおよそ1,000世帯となります。つまり7,000万円でこの事業を実施できるということです。4億9,000万円が無駄になります。どうか再度ご検討ください。

村上市議会は、旧香藝の郷の1億1,500万円の失敗を繰り返してはなりません。議員各位にはここで議会の意思をはっきり示していただきたい。本条例改正の再検討を願い、議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についての反対討論といたします。

○議長(三田敏秋君) これで討論を終わります。

これから議第116号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第117号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第118号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第119号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第120号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第121号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

1番、上村正朗君。

[1番 上村正朗君登壇]

○1番（上村正朗君） 議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対して反対の立場で討論を行います。

本議案は、地方自治法の改正や一般職員の給与等の改定を踏まえて、会計年度任用職員に対して



勤勉手当を支給するとともに、給料表を引上げ改定することを内容とし、条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。本条例のうち、勤勉手当の支給や給料表の引上げ改定については、会計年度任用職員の皆さんにとって、労働条件の改善と生活の向上につながるものであることから、当然賛成であります。問題は、給料表の引上げ改定の時期を令和5年4月1日に遡らず、来年の4月1日に先送りしたことであります。周知のとおり、会計年度任用職員の皆さんは、市民サービスの最前線で働いており、市の業務遂行の上で大きな役割を果たしています。反面、給与をはじめとする労働条件は厳しい状態に置かれており、自治体労働組合の全国組織の調査によりますと、約6割の方が年収200万円未満であるとのこと。また、同じ調査では、全体の4人に1人が主たる生計維持者であると答え、そのうち約半数の方が年収200万円未満となっています。200万円未満の年収で自分や家族の生活を支えている会計年度任用職員の方が多くいらっしゃるということになると思います。年収が少ない上に、この間の物価高騰の影響で生活はますます厳しくなっていると思います。以上のような実態を踏まえ、総務省は再三通知を出し、常勤職員の給与改定に合わせて会計年度任用職員の給与改定を検討、実施するように求めています。そのための財政措置も国は行っています。県内においても新潟市と三条市は今年4月1日に遡及して給料表を改定し、新潟県と長岡市、新発田市は来年1月1日に給与改定を行うこととしたと聞いております。やる気になればできるのです。なぜ村上市は会計年度任用職員の皆さんの厳しい生活実態を踏まえた給与改定を行わなかったのでしょうか。残念な気持ちでいっぱいです。厳しい生活の中で市の業務を支える方々への温かい配慮と寄り添う気持ちを持って今後の市政運営に当たっていただきたいと願うものであります。給料表の改定時期を本年4月1日とする条例を制定すべきだと考え、本議案に反対いたします。

以上で本議案に対する反対討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第121号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

- 日程第5 議第122号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第123号 村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第124号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第125号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について
- 議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第122号から議第128号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第122号から議第128号までの7議案については、去る12月13日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第122号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この改正により本市の保育行政の事務などに変化が生じるのかとの質疑に、本市では特段事例はないため、特に事務に支障はないとの答弁でした。

委員より、事業所内保育園や小規模保育園が該当するのではないのかとの質疑に、国のほうではいろいろな想定をしているが、この法律が準用されるようなケースを本市で例えると、2号認定により保育園に行くべき子どもが昨年豪雨災害などの影響で保育園に行けなくなり、幼稚園に行かなければならないケースなどが想定されるが、本市で対応するこのような事例は現在ないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第123号 村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部

を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、空家等対策協議会は今年何回開催されているのかとの質疑に、今年はこれまで1回開催している、今後2回ほど開催する予定になっているとの答弁でした。

委員より、協議会では代執行の判断なども出てくるのかとの質疑に、特に危険な空き家については特定空家とするかしないかについてを議論していただいているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第124号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第125号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この解体工事の中でダイオキシン類及びアスベストの除去費用はどのぐらいかかるのかとの質疑に、トータルの金額で入札されているため、金額の詳細については把握していないとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（上海府デイサービスセンター）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、前回の指定管理料と比較すると減額になっているのはどうしてかとの質疑に、上海府デイサービスセンターゆきわり荘は、令和4年1月に特殊浴槽を導入し、重度の方の受入れも一部可能となったことから、令和4年3月に廃止となった瀬波デイサービスセンターすみれ荘の利用者だった方に一部利用していただいている。令和元年度から令和5年度の指定管理料は3,963万円程度を見込んでいたが、今回はその収益などを勘案し、3,744万4,000円と積算し、前回の指定管理料より減額しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（村上市老人福祉センターあかまつ荘）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、前回の業者が応募しなかったが、不都合なことでもあったのかとの質疑に、応募がなかったことから現事業所に聞き取りを行ったところ、大きな要因があるわけではなく、例えば従業

員の確保が難しくなっていることや、利用者が高齢者ということもあり施設管理のほかに介護的な要素も多くなってきていること、また高齢者施設ということもあってなかなか黒字を生み出すことが難しい施設であり、自主事業なども施設管理や高齢者の対応で実施が難しかったことなどから、総合的に判断した結果、応募しなかったとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について（あらかわ保育園）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第122号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第128号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

議第130号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第131号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第132号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第133号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第134号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について

議第135号 小形除雪車購入契約の締結について

議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第129号から議第136号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第129号から議第136号までの8議案について、その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

去る12月14日午前10時から、第1委員会室において、委員6名、副市長をはじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第129号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号から議第135号までの除雪機械の購入契約締結についてを一括議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の購入はリース契約からの切替えだと思いが、予算面も含めて詳細を伺いたいとの質疑に、リースから購入に切り替えた一番の理由は財源である。今回購入する車両については、緊急自然災害防止対策事業債という充当率100%、起債充当70%の制度を活用することができ、費用面でのメリットがあった。また、神林支所そばの高速道路高架下を占用する形で除雪車両の保管場所を確保するめどが立ったことから購入したとの答弁。

委員より、購入後のメンテナンスはどのようになるのかとの質疑に、メンテナンスについては自動車整備ができる市内の業者に発注を予定しており、現在もそのような対応をしているとの答弁。

委員より、ここ数年でリースから購入に切り替わっているが、リース車両と市保有車両の割合はどのようになっているのかとの質疑に、令和5年度に稼働する除雪車になるが、市保有車両は41台である。それ以外のリース、レンタル及び業者が保有する車両を含めると185台であるため、保有の割合は22%ほどになるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第130号から議第135号までの6議案は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」の今後の方向性はとの質疑に、建物の構造、耐震性については大きな課題があることは承知しており、現在審議をしている公共施設マネジメントプログラムにおいても大きな議論の中身になっている。これから高速道路が開通した暁には、多くの人が交流を目的にこの施設を目指して来てくださるということも考え、今年度末までにはしっかりとした方向づけをしていきたいとの答弁。

委員より、併設されている食の工房かがり火の経営状況が厳しく、今後収益を上げていきたいとのことであったが、現状はとの質疑に、昨年の選定委員会の附帯意見として、指定管理施設とは別に運営している食の工房かがり火を要因とする厳しい財政状況が指摘され、安定した指定管理施設に対して影響を及ぼすのではないかと懸念があった。現在は、観光客が増加している中で、メニュー等の改善を行い、売上げなどは上昇しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第136号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第129号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。



よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

---

- 日程第7 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）  
議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）  
議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）  
議第140号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議第141号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第142号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）  
議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第137号から議第145号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）については、一般会計予算決算常任委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、12月12日から14日までの3日間にわたって各分科会でそれぞれの所管分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、12月19日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会しましたので、審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第137号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ分科会長報告に対して質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第137号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第138号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第140号から議第142号までの3議案については、先ほど報告いたしました議第128号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第140号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、財政調整基金が今回の2億円を合わせて約6億円の積立てがあると思うが、基金を取り崩して保険料を下げるようなことは考えられないのかとの質疑に、短時間労働者の社会保険加入要件が緩和されることにより、国民健康保険加入者の若い方が今後どんどん抜けていくことや、高齢化がまだまだ進んでいくことが想定されること、また高額な治療やがん治療などにかかる経費が多くなってきていることや、最近出る薬は割と単価が高いことなどからも、将来的に高齢化が進む中では今のところあまり保険料を変動させることは考えていないとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第141号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議な

く、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第142号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護の認定審査は1か月に何回行われているのかとの質疑に、一月に15回を予定しているとの答弁でした。

委員より、申請から認定まで1か月を要するとのことだが、速やかにできないものかとの質疑に、申請から認定結果までの期間は1か月で進めているが、中には主治医意見書の遅れなどによって1か月以上を経過する場合もある。しかし、緊急時で申請によりある程度介護認定が想定される場合は、すぐにサービスをスタートさせている。なるべく1か月以内に審査結果が出るように努力していきたいとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第139号及び議第143号から議第145号の4議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）を議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地域活性化推進事業負担金15万円の用途はとの質疑に、スキー場を活用した交流人口の拡大、あるいはスポーツレクリエーションの確保が事業の目的となっているため、蒲萄スキー場において宝探しやタイムレースといったイベントを2月11日に開催する予定であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第139号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設維持管理委託負担金775万円の算出方法はとの質疑に、施設数で負担割合を定めて算出しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議第146号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第146号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第146号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和6年1月1日に施行され、国民健康保険税の算定において、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険税を軽減する措置が講じられることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、世帯に出産する被保険者がある場合において、出産被保険者に係る所得割額と均等割額について、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から翌々月までの4か月分を、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月分を軽減するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第146号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第147号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第147号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第147号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行され、新たに戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の発行が開始されることに伴い、手数料を徴収する事項において、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る規定を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第147号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第148号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第148号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第148号につきまして、提案理由のご説明を

申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,350万円を追加し、予算の規模を389億6,120万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第11款地方交付税で普通交付税2,965万円を、第16款県支出金では生活困窮者世帯灯油購入費助成金に対する県補助金として緊急生活支援事業補助金1,300万円を、園芸作物等高温・渇水総合対策事業に対する県補助金85万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第3款民生費で住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成金を支給する経費として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費2,950万円を、第6款農林水産業費では高温、渇水による園芸作物の収量や品質の低下の影響を緩和するため、園芸農家等の再生産の取組に対する補助金として農業振興経費85万円を、鮭の不漁に伴い、三面川鮭産漁業協同組合において、ふ化放流事業を実施するための鮭の卵が確保できないことから、他の漁協等からの卵購入費に対する補助金として放流・資源確保事業経費1,316万3,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、鮭の放流について、ちょっと若干説明お願いしたいと思います。

心配していた鮭の不漁ということで、卵の不漁、非常に心配していたわけですがけれども、今回県のほうも村上市のほうも補助金をつけて確保するべきだという金額の補正だと私は感じております。非常にいいことだと感じ取っているわけですがけれども、今回の県と村上市単独の補助金合わせますと、1,316万3,000円、ここに県の補助金も入ってきて、多分私は約1,600万円ぐらいの事業費になると思うのですがけれども、約1,600万円ぐらいの事業費で何個の卵を、おおよそでいいのですが、確保する予定なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 一般質問のときにも答弁させていただいたとおり、今のところ三面川で当初150万粒を確保できるというところだったので、それに不足する部分ということで、この予算をお願いするときには760万粒をよそから入れて、910万粒を確保したいということで今調整を進めているところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。数量は、そうすると全体で足せば分かるという格好になりますね、分かりました。

それから、そうするとこれは私の読み取れなかった部分でお聞きしたいのですが、組合と



しての経費持ち出しはないという格好で理解してよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 卵購入に係る経費については、全額県・市で支援するというふうな考え方ですので、今議員おっしゃるように、組合のほうについては卵の購入に係る部分については負担がないというふう考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） もう一点、園芸のほうの、これは県の補助金ということで85万円、今回補正上がっています。私これも非常にいいことで、今回の補正妥当なのだなと思うのですけれども、もし参考に、私ちょっと分からないので、お聞きしたいのですけれども、再生産の取組というのは具体的にどういうことを意味しているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 苗を植えたのですけれども、高温で苗を植えた後にすぐ枯れてしまって、その後また苗を購入して植え直したとかというふうな取組になります。なので、それをやって、最後は収穫にまでこぎ着けるような形での取組をする場合というふうな想定です。なので、一回苗植えたものが枯れて使えなくなって、それを改めてまた購入して植え直してというふうなところを再生産というふうな取組ということで、今回そういう部分について支援をするということで計上させていただいております。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第148号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員発議第8号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第8号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例

制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

12番、尾形修平君。

[12番 尾形修平君登壇]

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第8号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は第2回定例会において否決されたわけですが、再度議会改革調査特別委員会において議論を重ね、またパブリックコメント等を実施し、市民の皆様からの多様なご意見も参考にさせていただきました。その上で、議員定数削減に向けて、委員会としての合意を得ることができたことから、今般改めて村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

賛成者は、鈴木一之議員、高田晃議員、河村幸雄議員、鈴木いせ子議員、木村貞雄議員、本間善和議員、長谷川孝議員であります。そして、提出者は私、尾形修平です。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、全会一致でのご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和5年第4回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 0時01分 閉 会